



国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *平成29年度決算報告等
- *高額療養費制度
- *健康診断を受けましょう
- *保険証の更新
- *インフルエンザ予防接種補助
- *医療費通知の活用
- *マイナンバー利用による所得調査

公 告 平成30年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会開催

平成30年7月21日(土) 静岡グランドホテル中島屋(静岡市)において、平成30年4月から第31期の組合会議員に選出された30名(委任状含む)の出席のもと、選出された議員の中から、議長に松本政典氏(浜松市)、副議長に秋山欣三氏(静岡市)が選任されました。

平成29年度事業報告及び平成29年度歳入歳出決算の認定並びに平成29年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全ての議案が原案通り可決承認されました。

また、組合会終了後、静岡県健康福祉部健康増進課 小嶋由美課長による演題「静岡県の特定健診・特定保健指導について」をご講演いただきました。

平成29年度 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	収入済額
1. 保 険 料	503,090,900
2. 国庫支出金	119,920,148
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	4,111,000
6. 財産収入	8,000
7. 繰入金	0
8. 繰越金	199,399,916
9. 諸収入	2,025,427
歳入合計	828,555,391

歳出

(単位：円)

款	支出済額
1. 組 合 会 費	1,029,415
2. 総 務 費	40,306,067
3. 保険給付費	262,984,195
4. 後期高齢者支援金等	104,394,320
5. 前期高齢者納付金等	54,335,660
6. 老人保健拠出金	1,816
7. 介護納付金	50,257,073
8. 共同事業拠出金	17,228,000
9. 保健事業費	8,100,903
10. 公債費	0
11. 基金積立金	21,000,000
12. 諸支出金	5,837,439
13. 前年度繰上充用金	0
14. 予備費	0
歳出合計	565,474,888

歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入合計	828,555,391
歳出合計	565,474,888
差引残額	263,080,503

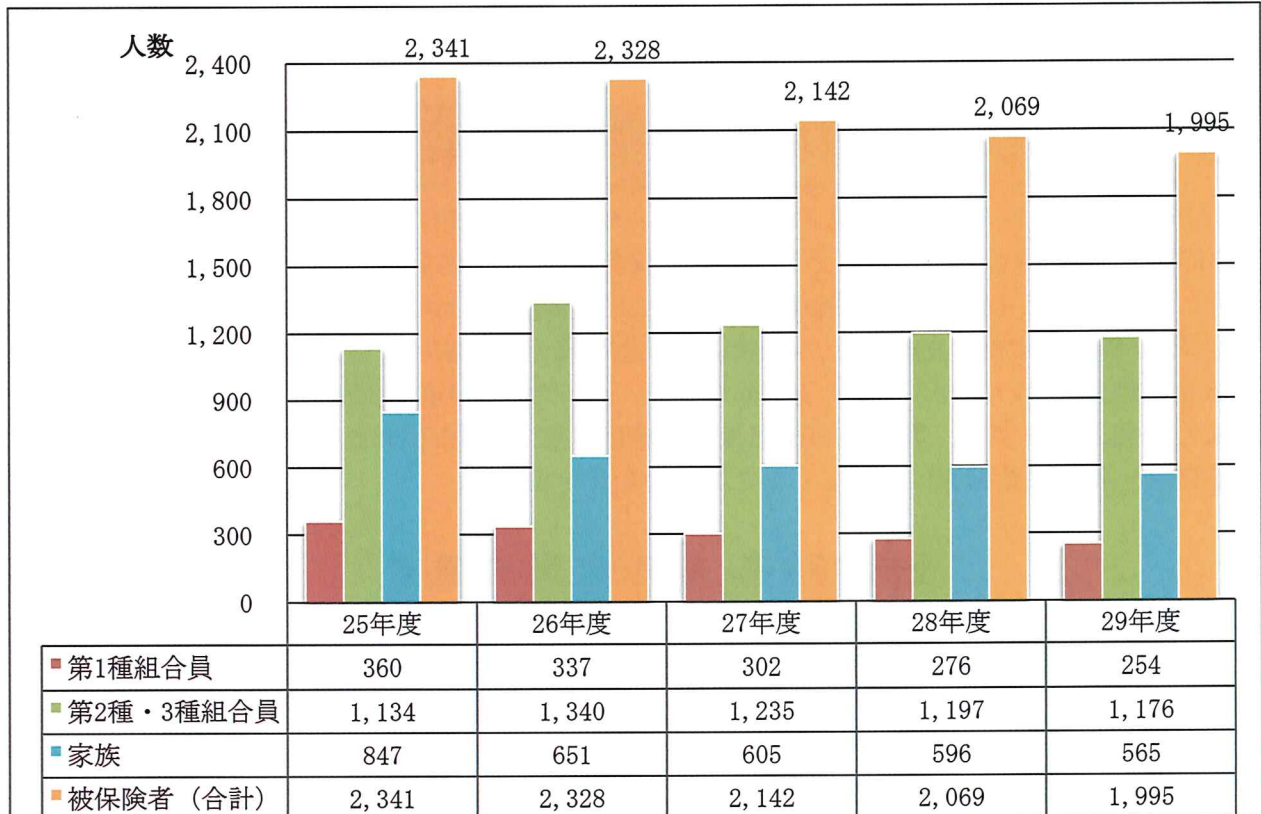
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員		家 族	総 数 (計)	後期高齢者 組 合 員	(再 掲)		
	事業主	従業員				前 期 高 齢 者	6 歳 未 満	第 2 号 被 保 険 者
29 年度	254	1,176	565	1,995	41	221	90	845
28 年度	276	1,197	596	2,069	45	228	102	855
前年度増減	△22	△21	△31	△74	△4	△7	△12	△10

年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現 年 度 分	503,090,900	503,090,900	0	0	100.0%
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0.0%
合 計	503,090,900	503,090,900	0	0	100.0%

3 保険給付費の状況（療養給付費 29年度）

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保 険 者 負 担 分	一 部 負 担 金	他 法 負 担 分
6 歳 未 満	1,302	8,675,000	6,934,270	1,740,730	0
7 歳～64 歳	4,139	71,413,917	51,653,759	19,160,290	599,868
65 歳～74 歳	20,509	251,892,493	176,014,467	73,817,875	2,060,151
療養給付費全体	25,950	331,981,410	234,602,496	94,718,895	2,660,019

療養費

(単位：件、円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整復師	422	1,622,450
補 装 具	16	345,199
あんま・マッサージ	12	222,964
は り・灸	13	36,967
診 療 費	2	19,089
合 計	465	2,246,669

その他の給付

(単位：件、円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	21	8,820,000
葬 祭 費	2	140,000

4 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・・・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者 (単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	979	168	17.2%	1,551,788
家 族	122	29	23.8%	270,691
合 計	1,101	197	17.9%	1,822,479

(2) 健康診断(人間ドック)等実施状況

対象：40歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円まで補助 (単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
40歳～49歳	79	28	51	1,145,545
50歳～59歳	58	11	47	855,117
60歳～69歳	45	14	31	751,415
70歳以上	9	6	3	180,000
合 計	191	59	132	2,932,077

(3) インフルエンザ予防接種費用補助・・・対象：65歳未満の被保険者 (単位：件、円)

対象者/補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者/1,000円	465	465,000

(4) 医療費通知 (単位：世帯、人)

回数(年)	対象診療月	通知世帯数	通知被保険者数
4回	1～12月	4,377	5,585

(5) ジェネリック医薬品差額通知 (単位：世帯、人)

回数(年)	対象診療月	対象世帯数	通知被保険者数	通知条件
3回	2、6、10月	312	326	35歳以上で1薬剤200円以上、 1被保険者200円以上

財 産 目 録

(1) 積立金(平成29年度：平成30年3月31日現在) (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
特別積立金	78,251,987	静岡銀行
準備金積立金	46,100,000	静岡銀行
事業運営積立金	60,431,648	静岡銀行、しずおか信用金庫
退職給与積立金	7,400,500	しずおか信用金庫
合 計	192,184,135	

(2) 決算剰余金 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	263,080,503	静岡銀行他(普通預金他)

医療費が高額になったとき窓口での支払いを軽くする 「限度額適用認定証」をご利用下さい

高額な入院や外来診療（1か月ごと、1医療機関）を受けたときは、「限度額適用認定証」を医療機関窓口
に提示することにより、支払いを自己負担限度額までにすることができます。高額療養費の申請が原則不要と
なります。支払いが高額になる可能性がある方は、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けることをお
すすめします。

なお、自己負担限度額については、世帯の所得により決定します。

また、申請書受付日より前に遡ることはできませんので、お早めに国保組合まで申請願
います。



高額療養費制度が変わりました

高額療養費制度とは、1か月の医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になった場合、
医療機関窓口で支払い後、国保組合へ申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。
申請の際には領収書が必要となりますので、大切に保管しましょう。

高額療養費の自己負担限度額は、70歳未満の人と70歳以上の人で計算方法が異なります。今回の改正で、
70歳未満の方の自己負担限度額については変更ありません。詳しくはホームページをご覧ください。

平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担額が下記のようにになりました。

なお、70歳以上で住民税非課税の方の自己負担限度額に変更はありません。

70歳以上の自己負担限度額（8月から現役並み所得区分が3つに細分化）

適用区分	外来＋入院 (世帯)	
	外来(個人)	
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% 【140,100円】	
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% 【93,000円】	
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% 【44,400円】	
一般 課税所得 145万円未満	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

※【 】内は、過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降
の限度額です。

年収370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方はご注意ください。

※課税所得とは、総所得金額から所得控除を引いた金額のことです。

今回の改正に伴い、70歳以上の現役並み所得者はこれまで保険証と高齢受給者証の提示だけで自己負担
限度額が適用されましたが、8月から現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」の提示が必要
となりますので、国保組合へ交付の申請をしてください。

年に1回 必ず健康診断を受けましょう！

「健康な職場づくり」は事業者の使命！

～特定健康診査・特定保健指導による健康づくり～

労働安全衛生法第66条に基づき、事業者は常時使用する労働者に対して、医師による健康診断を実施し、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査の実施が保険者に義務付けられました。

当国保組合では、30年度「特定検診等実施計画」を策定し、年次目標「平成35年度受診率70%」の目標値を提示しました。

しかし、当国保組合の29年度の実施率は「33.5%」で目標値には至っておりません。

なお、県内市町国保及び県内の、その他4国保組合の特定健診受診率を比べると、市町国保の平均は37%、静岡県医師国保組合、静岡県歯科医師国保組合の受診率は50%を超え、当国保組合の受診率は県内最下位でした。

5月末に組合員の皆様に送付した特定健診受診券の他にも、健康診断補助金の制度(人間ドック：40歳以上、年1回2万円まで補助、30年度から30歳以上39歳以下の方も補助金の対象となり、年1回1万円まで補助)がありますので、自分自身の健康維持のためにも、年に1回の健康診断を受けましょう。

○26年度～29年度の特定健康診査実施状況及び30年度目標値 対象者：40歳以上から74歳以下

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 目標値
特定 健康 診査	対象者数	1,143人	1,031人	1,016人	1,016人	
	受診者数	364人	349人	344人	340人	
	実施率	31.8%	33.9%	33.4%	33.5%	70.0%

○各事業所において、独自に「事業所健診」を実施及び予定している場合は、検査内容を確認の上、領収証、健診結果の写し及び補助金申請書を提出していただけますと受診率の向上につながります。

○健康診断を受けるメリット

- ① 生活習慣病を早期に発見
- ② 生活習慣改善に取り組みやすい
- ③ 継続して健康状態を把握
- ④ 医療費も抑制できる



★「暇がない」「面倒だ」と健康診断を先延ばしすることで、結果的にはメタボリックシンドロームの予防が遅れ、生活習慣病になってしまつては、取り返しがつきません。

国保組合からのお知らせ

**10月から保険証が藤色に変わります！
病院へ受診の際は必ず病院の窓口へ保険証の提示をお願いいたします。**

10月からの新しい保険証（藤色）は、9月下旬までにお手元に届くよう発送いたします。オレンジ色の窓開き封筒で、事業主（従業員、家族分も同封）の薬局又はご自宅宛にお送りします。但し、多数の場合にはレターパックで郵送します。従業員、家族の方にも配布をお願いいたします。

なお、現在お使いの保険証は、9月末日で期限切れになり使用できませんので、10月になりましたら各自で破棄処分をお願いします。

《注 意 事 項》

○加入者全員の保険証が揃っているか、住所・氏名・性別・生年月日など記載事項に誤りがないかどうか、必ず確認して下さい。

○病院へ受診の際は保険証を提示し、**診療後は必ず手元に保管しましょう。**

《次のようなときは国保組合までご連絡ください》

○記載事項に誤りがあったとき ○被保険者に異動があったとき

○紛失したり破ったりして使えなくなったとき



インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

《対象者》 **65歳未満の全被保険者**（65歳以上の方は市区町で補助するため対象外）
※65歳以上の方は、お住まいの市区町で申請方法が異なりますので各市区町へご確認をお願いします。

《補助限度額》 **組合員1,000円 家族1,000円**

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給（年度内1回）

《申請方法》 ※事業所単位での申請にご協力ください。

- ・窓口で受診費用全額を支払い、その後、国保組合に申請することで補助金が支給されます。
- ・補助金支給申請書は、国保組合にありますのでご連絡ください。
- ・補助金支給申請書に**領収書（原本）**を添付して申請してください。

注）領収書（原本）は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 平成30年10月1日～平成31年2月28日



静岡県薬剤師国保組合のホームページが公開されました！

各種ご案内や申請書様式のダウンロード、お知らせ等を随時公開していきます。パソコンだけではなく、スマートフォンからも見やすい画面で作成していますので、是非一度ご覧ください。

○ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>



「医療費通知」が医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

国保組合より、1年間の間に医療機関で受診された医療費を記載した「医療費通知」を、年4回に分けて送付しています。今後この「医療費通知」が医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができるようになりました。

「医療費通知」は大切に保管しましょう。

※ただし、「医療費通知」に記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

交通事故にあったときは必ず国保組合まで届出をお願いします。

交通事故や、第三者行為によるケガでも国民健康保険で治療を受けることができます。この場合国保組合が一時的に医療費を立て替えたあとで加害者に費用を請求します。

ただし、保険証を使う場合は必ず国保組合に届出をしましょう。

- ① 警察に届け出る・・・「事故証明書」を発行してもらいます。
- ② 国保組合の窓口へ届け出る・・・「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

このような場合も第三者の行為による事故となります

- ・ 不当な暴力によりケガをした
- ・ 他人の飼い犬にかまれた
- ・ スキー、スノーボード等の接触事故
- ・ 落下物にあたった など

示談は慎重に行いましょう



加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故については国保で診療が受けられなくなる場合があります。示談の前に必ず国保組合にご相談下さい。

国民健康保険料算定のための所得調査について

30年8月から「マイナンバーを利用した情報連携」により、税情報（総所得金額等）の取得が可能となりました。静岡県薬剤師国保組合に加入している全ての人を対象とした、翌年度の国民健康保険料算定のための所得調査は、昨年までは「税務証明書等交付申請書、委任状」の提出が必要でしたが、今後は不要になります。また、保険給付等の所得判定にも使用させていただきます。

※内閣府・総務省告示において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は、本人同意を得ず情報が取得可能な事務になっています。

【国保組合よりお願い】

保険料賦課対象者は、当国保組合加入の世帯に属する全ての方です。ご家族で平成29年中所得が無く未申告の方は、「マイナンバーを利用した情報連携」で税情報（総所得金額等）が確認できませんので、お手数ですが、お住まいの市区町の課税担当課で非課税の申告をしていただくようお願いいたします。

長寿のお祝い

北駿 永井久雄様 (S16. 5. 26 生) 77歳
清水 伊東 充様 (S16. 7. 6 生) 77歳

国保組合事務所の臨時休業のお知らせ

10月11日(木)12日(金)は全薬連職員研修会に参加のため、臨時休業となります。ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

平成30年9月号 ※各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>

事 項	内容及び届出書類	添付書類	
資格の得喪	新規加入	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設許可所の写し ・住民票(マイナンバー記載のもの) ・前保険者の脱退証明書(社保本人より加入の場合) 	
	従業員加入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(マイナンバー記載のもの) ・前保険者の脱退証明書(社保本人より加入の場合) 	
	家族の加入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(マイナンバー記載のもの) ・前保険者の脱退証明書(社保本人より加入の場合) ・所得証明書等 ・学生証の写し(大学生等の場合) 	
	喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届・誓約書 <p>○出生児加入の場合 … 被保険者資格取得届</p>	
住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・住所氏名等変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(変更者全員) 	
氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・住所氏名等変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍抄本・被保険者証・返信用郵券 	
被保険者証の再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証再交付申請書・被保険者証紛失届 ・誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用郵券 	
保険給付	療養に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず非保険医に診療を受けた時、コルセット代金の請求等 ・海外渡航中に診療を受けた時 … 渡航前に問合せのこと ・療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(原本) ・診断書、医師の同意書等(原本)
	高額療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・国保組合より通知後、手続き ・高額療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・所得証明書等(確認必要な場合)
	限度額適用	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書等(確認必要な場合)
	出産に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関等への直接支払制度(本人の合意による) ②出産育児一時金支給差額申請書(42万円未満の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し
	死亡に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明又は死亡診断書の写し
保健事業	人間ドック補助	<ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上で年1回 … 事前連絡のこと ・健康診断補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票・健診データ ・領収書原本(特定健診とその他の内訳あるもの)
	郵送検診	<ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより(3月号)同封の「郵送検診申込書」にて受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし
	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の被保険者を対象に、年1回補助 ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書原本